ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行おうとする者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

第６　適用範囲

本指針の適用範囲は、放送法第126条第１項の登録を受け、又は同法第133条第１項の規定による届出をした有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者とする。

○総務省告示第四百十八号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、電気通信分野に係る経営力向上に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十八年十一月七日　　総務大臣　山本　早苗

電気通信分野に係る経営力向上に関する指針

第１　現状認識

１　全体の傾向

電気通信分野の中核となる、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録又は届出を行っている事業者の数は、平成27年度末時点で１万7,519者である。平成27年情報通信業基本調査によれば、平成26年度における電気通信業の売上高は17兆円、常時従業者数は16万6,469人、事業所数は2,526事業所（同調査における回答企業371者の合計）である。

固定通信と移動通信の売上高比率は、平成25年度において、固定通信が全体の32.9％、移動通信が全体の55.8％となっている。スマートフォン等の普及を背景に移動通信の売上が年々増加し、固定通信の売上は減少している。また、売上高の役務別比率をみると、音声伝送役務の割合が全体の33.8％、データ伝送役務は全体の54.9％となっている（平成26年情報通信業基本調査）。映像系コンテンツやＳＮＳなどの利用拡大などを背景に、平成23年度にデータ伝送役務の売上が音声伝送役務を上回り、平成24年度以降もその差は拡大している。

電気通信業について、主要役務ごとのサービス概況は次のとおりである。

電話については、固定電話が減少傾向にある一方、移動通信（携帯電話・ＰＨＳ）及び０ＡＢＪ型ＩＰ電話は堅調な伸びを示している。また、０５０型ＩＰ電話は、近年横ばいで推移している。平成27年度における移動通信の契約数は、総人口を大きく超える１億6,048万に達している（平成28年版情報通信白書）。

ブロードバンドについては、平成26年度末において、超高速ブロードバンドの利用可能世帯率は約100％となっている（平成28年版情報通信白書）。

利用実態としては、平成27年度末において、固定系超高速ブロードバンドの世帯利用率は56.5％、固定系ブロードバンドの世帯利用率は68.3％となっている。利用率は緩やかに増加しているが、固定系ブロードバンドに加入しない世帯が３割を超えており、拡大の余地を残している。固定系ブロードバンドの中では、ＤＳＬが減少し、より高速なサービスを提供するＦＴＴＨとＣＡＴＶが増加しており、固定系ブロードバンドに占めるＦＴＴＨの比率は、平成27年度末で73.7％に達している（平成28年版情報通信白書）。

また、移動系超高速ブロードバンドについても、スマートフォンやタブレットの普及と連動して契約数が急速に増加しており、平成27年度末において、３．９－４世代携帯電話（ＬＴＥ）は8,739万（前年同期比28.9％増）、ＢＷＡは3,521万（前年同期比80.9％増）に達している（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成27年度第４四半期（３月末））」）。

移動通信におけるＭＶＮＯは、回線をＭＮＯや他のＭＶＮＯから借りるために設備投資を抑制でき、比較的小規模な事業者でも参入しやすい特徴があるため、平成27年度末時点におけるＭＶＮＯサービス提供事業者数は500者を超え、契約数は1,269万に達している。また、近年、他の電気通信事業者からＦＴＴＨの卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供するＦＶＮＯサービスの提供も進んでおり、平成27年度末におけるＦＴＴＨの契約数2,787万のうち、卸電気通信役務を利用して提供される契約数は669万（24.0％）となっている（総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成27年度第４四半期（３月末））」）。

法人向けの専用線等市場については、国内専用線の回線数（平成26年度末で39.4万回線）が減少する一方で、ＩＰ－ＶＰＮサービス（平成27年度末で57.1万契約）及び広域イーサネットサービス（平成27年度末で49.3万契約）の契約数は増加の傾向にあり、レガシー網からＩＰ網への移行が顕著となっている（平成28年版情報通信白書）。

電気通信は、我が国の国民生活にとって必要不可欠な基盤となっており、また、平常時だけではなく災害等の非常時にも、極めて重要な役割を果たしている。今後、パソコンやスマートフォンなどの従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットにつながる本格的なＩｏＴ時代においては、一層、その重要性が高まるものと考えられ、サービスの持続性を確保することが不可欠となっている。

また、電気通信は、他の業種の経営力を向上させるための手段として重要な役割を果たしているため、電気通信分野における取組は我が国の経済全体の生産性向上にも大きく寄与するとともに、我が国が抱える「過疎化」、「少子高齢化」、「医師不足」等の様々な課題の解決に貢献することも期待される。

２　業態の特徴

平成27年情報通信業基本調査によれば、資本金が３億円未満の事業者が54.0％（回答者数407者）、従業者数が300人未満の事業者が91.0％（回答者数343者）となっている。

他方、同調査によれば、電気通信業の労働生産性（付加価値額÷従業者数）は4,090万円／人となっており、情報通信業における平均値である1,393万円／人の約３倍に達する非常に高い値となっている。

また、電気通信業には多様な事業形態があるが、大きく分けると、自ら電気通信回線設備を設置して事業を行う者と他者の電気通信回線設備を利用することにより事業を行う者に分けることができる。

一般的には、前者は労働力よりも資本設備により大きく依存する資本集約型産業であり、技術の進展に応じて不断に設備投資を行いネットワークの高度化・効率化等を図ることにより、サービスの多様化・高度化等を行う必要がある。後者は、前者に比べて資本設備への依存が小さく、収益を確保するためには、付加価値の高いサービスや差別化されたサービスの提供等が必要となる。

電気通信市場が多様化する中で、大規模事業者を中心に、複数のサービスを組み合わせることでユーザを囲い込む動きが加速している。固定電話・ブロードバンド・ＩＰＴＶ・携帯電話などの通信サービスに加えて、電力やガスなど他の公共サービスのセット販売やポイントサービス・決済サービス等と連動させる動きも盛んである。また、本格的なＩｏＴ時代に向けて、自動車やヘルスケアなど異業種企業との連携、通信だけではなくシステム構築やデータ解析などを含めたトータルソリューションを提供する動きも見られる。中小事業者にとっては、このような大規模事業者の動きを踏まえた対応も大きな課題である。